援の

## 6 市営住宅の提供 (市)

担当: 市営住宅相談室 **☎**39·2229

4月16日休の緊急事態宣言拡大以降、解雇などで現住居(社宅や寮)から退去しなければならない人に市営住宅を提供します。

(1) 募集住宅

栃尾、小国、山古志、川口地域の市営住宅33戸

(2) 家賃など

市営住宅の家賃算定方式に準じた金額(保証人不要)

### 7 市・県営住宅の家賃減免 (市・県)

担当: 市営住宅相談室 ☎39・2229

市・県営住宅の入居者で、収入が著しく減少した人の家賃を減免します。

(1) 減免額

収入月額60,000円以下の世帯に対し、収入区分に応じて家賃の10%~50%を減免

(2) 減免期間

減免の決定をした月から令和3年3月31日(水)まで(年の途中で家賃支払い能力が回復した場合はその期間まで)

(3) 申し込み

令和3年3月31日(水)まで

### 8 里帰りが困難な妊産婦支援 (市)

担当:子ども・子育て課 ☎39・2300

県外の実家などに里帰り出産ができず、産後の支援者がいない妊産婦の自宅に助産師が訪問し、沐浴支援や育児不安の相談をお受けします。

(1) 回数

産後1カ月まで計10回

(2) 期間

令和3年3月31日(水)まで

### 9 税金・公共料金・保険料の支払い相談 (市)

→ P 6 の 6 税金・公共料金・保険料の支払い相談〔市〕をご覧ください。

# 教育・学生支援

### 10 就学援助 (市)

担当: 学務課 ☎39・2239

就学援助の対象に、収入の減少など家計が急変した世帯を追加しました。基準を満た す場合は、申請した月の翌月から就学援助費を支給します。

(1) 対象者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、急変後の所得が市の定める 基準以下(生活保護基準の1.3倍以下)の世帯
- ・国民健康保険料の減免または国民年金保険料の免除を受けている世帯
- (2) **給付内容** 学用品費、学校給食費、医療費など(別に定める支給費目により支給)
- (3) 申し込み 令和3年2月26日 金まで

### 11 高等教育修学支援新制度 国

担当:在学中の学校(または)

日本学生支援機構 ☎0570・666・301

住民税非課税世帯などの学生に、授業料・入学金の減免や給付型奨学金の支給をします。

(1) **授業料などの減免** 在学中または進学先の学校へ申し込み

(2) 給付型奨学金

在学中の学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込み(9月開始予定)

# 12 貸付型奨学金 国

担当:在学中の学校 または

日本学生支援機構 ☎0570·666·301

失職などで家計が急変した学生に、奨学金を貸し付けします。

(1) 内容

無利子貸し付け 月額2~6万円程度 有利子貸し付け 月額2~12万円

(2) 申し込み

在学中の学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込み

# 13 オンライン就活マッチング支援 (市)

→P7の**9** オンライン就活マッチング支援〔市〕をご覧ください。